⑷　次に掲げる施工実績を有すること。平成20年４月１日から公告開始日までに完成・引渡しが完了した次のアからウの要件を満たす主ポンプ設備の製作及び据付を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

製作と据付は同一工事でなくてもよい。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成20年４月１日から公告開始日までに完成・引渡しが完了した排水機場又は揚水機場機械設備の製作及び据付を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、施工実績が確認できる資料を添付すること。

ア　排水機場又は揚水機場のポンプ設備であること。

イ　主ポンプの形式が横軸渦巻であること。

ウ　１台当りのポンプ吐出量が0.37㎥／ｓ以上であること。

なお、当該実績が北海道開発局、大臣官房官庁営繕部、地方整備局（旧地方建設局及び旧港湾建設局を含む。）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の同種工事の実績として評価対象とする。

また、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績以外の国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

⑸　本工事に係る施工計画が適正であること。この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での据付期間に専任で配置できること。

ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

現地での据付期間は、令和７年７月１日から令和７年８月31日及び令和８年３月１日から令和８年９月30日を予定する。

工場製作期間に配置する技術者については、同一工場内における他の工事との兼任を認めることとし、現地での据付期間に専任で配置する技術者と同一でなくてもよい。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア　技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」とする者に限る。））の資格を有する者、又はこれと同等の資格を有する者であること。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員についても、上記の資格を有する者を配置すること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・建設業法第７条第２号イ又はロのいずれかに該当する者であること（建設業法第７条第２号イに規定する学科は建築学、機械工学又は電気工学に関する学科とする。）。

・１級建築施工管理技士、１級電気工事施工管理技士又は１級管工事施工管理技士の第１次又は第２次検定合格後、機械器具設置工事に関し３年以上の実務経験を有すること。

・２級建築施工管理技士、２級電気工事施工管理技士又は２級管工事施工管理技士の第１次又は第２次検定合格後、機械器具設置工事に関し５年以上の実務経験を有すること。

・建設業法第７条第２号に規定する実務経験は機械器具設置工事に限り、実務経験証明書を提出すること。

イ　平成20年４月１日から公告開始日までに元請として完成・引渡しが完了した上記⑷アからウに掲げる主ポンプ設備の製作及び据付工事（据付のみでもよい）の経験を有する者であること。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者については、平成20年４月１日から公告開始までに元請として完成・引渡しが完了した排水機場又は揚水機場機械設備の製作及び据付工事（据付のみでもよい）の経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。製作及び据付工事は同一工事でなくてもよい。

工場製作において配置する技術者については、上記⑷アからウに掲げる製作及び据付工事（製作のみでもよい）の経験を有する者であること。製作及び据付工事は同一工事でなくてもよい。

なお、当該経験が北海道開発局、大臣官房官庁営繕部、地方整備局（旧地方建設局及び旧港湾建設局を含む。）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に配置予定技術者の同種工事の実績として評価対象とする。

また、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績以外の国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（機械器具設置工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　詳細設計に係わる技術者として、次のいずれかの基準を満たす者を配置するものとする。

なお、詳細設計技術者は監理技術者又は主任技術者と兼務することができる。

ア　機械器具設置工事にあっては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」とするものに限る。））の資格を有する者又は建設業法第７条第２号イ又はロのいずれかに該当するものであること（建設業法第７条第２号イに規定する学科は建築学、機械工学又は電気工学に関する学科とする。）。

イ　ＲＣＣＭ（機械）の資格を有する者。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、㋐から㋒の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。